

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[安定型](令和 2年 10月度)

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の3の3イ]

種類	数量(単位)	
廃プラスチック類	0.0000	(t/月)
ゴムくず	0.0000	(t/月)
金属くず	0.0000	(t/月)
ガラスくず及び陶磁器くず	0.0000	(t/月)
がれき類	0.0000	(t/月)
アスベスト含有 ガラス.陶磁器	30.9500	(t/月)
” がれき	0.0000	(t/月)
” 他	0.0400	(t/月)
	30.9900	(t/月)

展開検査の実施状況[規12条の7の3の3ハ]

実施回数	12台 12回
展開検査の場所	別紙1の「場内見取図」の通り
安定型産業廃棄物以外の 廃棄物の付着又は混入が 認められた年月日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回実施)[規12条の7の3の3ニ及びホ]

採取場所	別紙1の通り*1(浸透水採水1号)	
採取日	令和2年10月16日	
分析結果が得られた日	令和2年10月30日	
BOD*2		基準値 20mg/l以下
COD*2	7.7mg/l	基準値 40mg/l以下
異常の有無	有 ・ 無	
必要な措置を講じた年月日 とその内容		

水質検査の実施状況と措置(年1回測定)[規12条の7の3の3ニ及びホ]

採取場所	別紙1の通り*1	別紙1の通り*1	別紙1の通り*1
採取日	令和2年10月16日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
分析結果が得られた日	令和2年10月30日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
分析結果	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3
異常の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた 年月日とその内容	継続的監視を行っている 「ヒ素、シアン、鉛」の分析結果について 地下水上流3号井戸、下流1号井戸、 旧消防ポンプ用井戸、5-1号井戸 7-1、7-2号井戸共に異常値は、 ありませんでした。	(計量証明書速報を10月30日に 環境センターへFAX送信済み)	

施設の点検[規12条の7の3の3ロ]

点検日	場内囲い、擁壁等 令和2年10月16日
異常の有無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容*4	林地開発許可現地調査が、10月22日実施されました。 新潟地域振興局農林振興部 農用地課 荻間課長代理と 林業振興課技術専門員 笹川様の2名が10時に来場されました。 指導事項は無く、この秋に実施予定の植栽について専門的な立場から 色々とお話をいただきました。

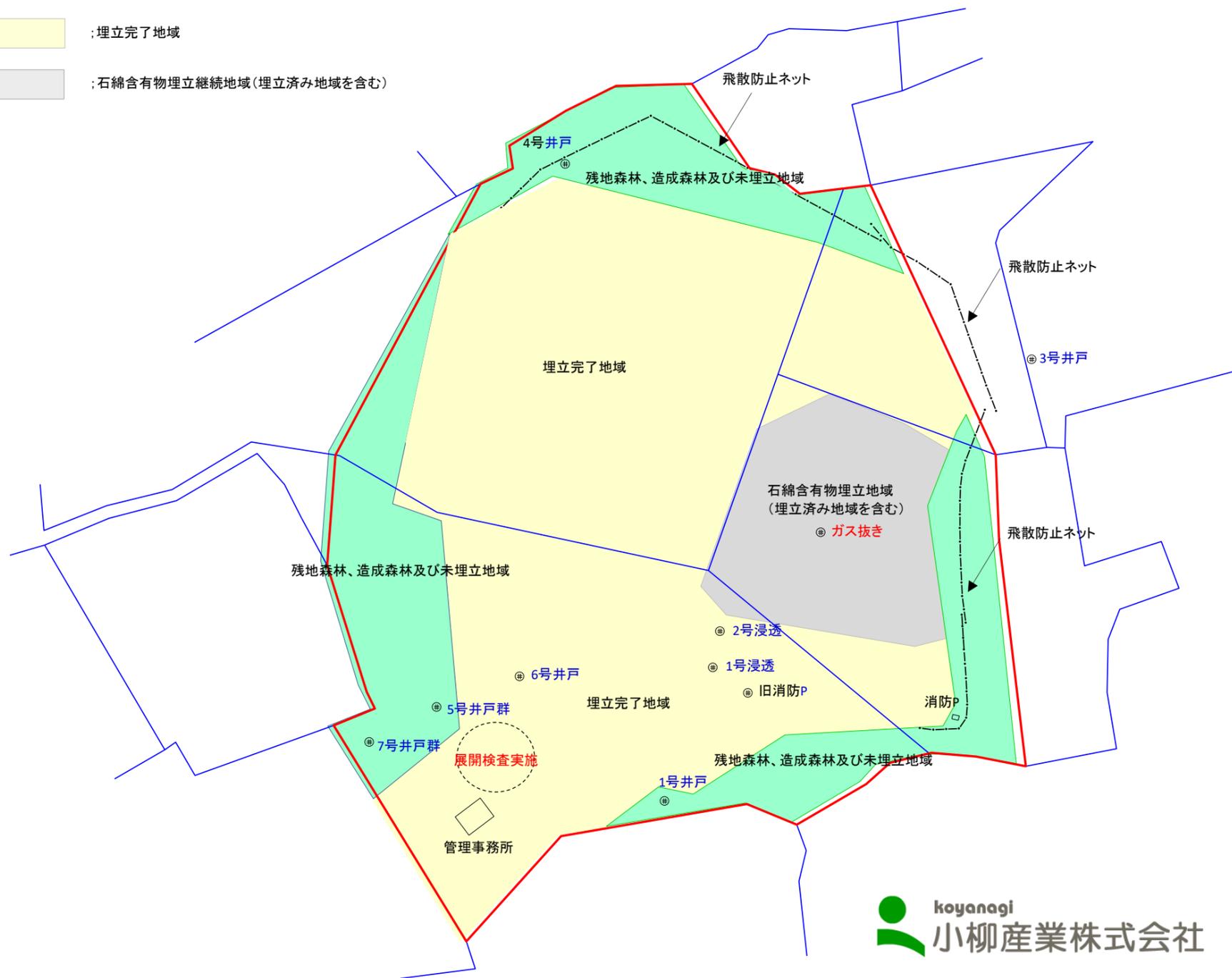
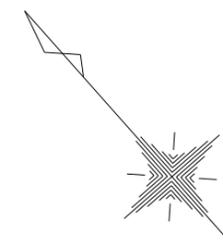
施設の残余容量

①先月末の残余容量(m3)	②今月埋立量(m3)	③今月末残余容量;①-②(m3)
5,087	34m3	5,053m3

*1 処分場の平面図に位置を明示すること。 *2 いずれかを記載すること。 *3 別紙2に記載するか「計量証明書」を添付すること。 *4 異常が認められた場合のみ記入すること。

別紙1;小柳産業(株)最終処分場 見取り図

- : 残地森林、造成森林及び未埋立地域
- : 埋立完了地域
- : 石綿含有物埋立継続地域(埋立済み地域を含む)



koyanagi
小柳産業株式会社

957-0105
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜字烏川3695-1
小柳産業 株式会社 最終処分場
TEL&FAX 0254(41)4148

許可面積 18,178m²
総面積 19,991.17m²

(令和2年11月1日見直し)

	地下水等検査項目基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ハ、ホ（別表第2）】	①		②		③		④		
		採水場所	5-1号井戸	採水場所	7-1号井戸	採水場所	7-2号井戸	採水場所	浸透水採水1号	
		採水日	令和2年10月16日	採水日	令和2年10月16日	採水日	令和2年10月16日	採水日	令和2年10月16日	
		結果取得日	10月30日	結果取得日	10月30日	結果取得日	10月30日	結果取得日	10月30日	
		分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	
1	アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	
2	総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
3	カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
4	鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○
5	六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
6	砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○
7	全シアン	検出されないこと	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	
9	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
10	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
11	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
12	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
13	1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
14	1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
15	1・2—ジクロロエチレン	シス1・2ジクロロエチレン及びトランス1・2ジクロロエチレンの合計量1リットルにつき0.04ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
16	1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
17	1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
18	1・3—ジクロロプロベン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
19	チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
20	シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
21	チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
22	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
23	セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
24	1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	
25	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-	

	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ホ】
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき20ミリグラム以下
化学的酸素要求量(COD)	1リットルにつき40ミリグラム以下

※「浸透水」化学的酸素要求量(COD)の結果は、毎月「廃棄物処理施設維持管理記録簿」に記載

	地下水等検査項目基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ハ、ホ（別表第2）】	⑤		⑥		⑦				
		採水場所	3号井戸	採水場所	1号井戸	採水場所	旧消防P井戸	採水場所		
		採水日	令和2年10月16日	採水日	令和2年10月16日	採水日	令和2年10月16日	採水日		
		結果取得日	10月30日	結果取得日	10月30日	結果取得日	10月30日	結果取得日		
		分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	
1	アルキル水銀	検出されないこと	-		-		-		-	
2	総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	-		-		-		-	
3	カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-		-		-		-	
4	鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○
5	六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-		-		-		-	
6	砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○
7	全シアン	検出されないこと	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-		-		-		-	
9	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
10	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
11	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-		-		-		-	
12	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-		-	
13	1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	-		-		-		-	
14	1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	-		-		-		-	
15	1・2—ジクロロエチレン	シス1・2ジクロロエチレン及びトランス1・2ジクロロエチレンの合計量1リットルにつき0.04ミリグラム以下	-		-		-		-	
16	1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	-		-		-		-	
17	1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-		-		-		-	
18	1・3—ジクロロプロベン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-		-	
19	チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-		-		-		-	
20	シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-		-		-		-	
21	チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-		-		-		-	
22	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
23	セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
24	1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-		-		-		-	
25	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-		-	

生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ホ】	
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき20ミリグラム以下
化学的酸素要求量(COD)	1リットルにつき40ミリグラム以下

※「浸透水」化学的酸素要求量(COD)の結果は、毎月「廃棄物処理施設維持管理記録簿」に記載